

大口町告示第16号

大口町介護支援専門員連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町介護支援専門員連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱

大口町介護支援専門員連絡会議設置要綱（平成11年大口町告示57号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第7条第1項中「健康福祉部健康生きがい課」を「大口町地域包括支援センター」に改め、同条第2項を削る。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。